

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部長 森本 誠人

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

複合機（高速機、低速機）

なお、括弧内の「高速機、低速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 業務期間及び借入期間

業務期間は契約締結日から令和13年6月30日までとし、借入期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。ただし、令和9年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和13年5月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入設置場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該合計金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に5を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

なお、仕様（入札・見積）内訳書に記載する月間賃借料及び保守料単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とすること。

また、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

(3) 本件公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した借入物品（令和8年4月3日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期

限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田 1-1-3-2200 大阪駅前第 3 ビル 22 階

鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局関西本部

電話 06-6341-1977

電子メール kansai@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和 8 年 4 月 3 日（金）から同月 17 日（金）正午までの間にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/256691.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 4 月 3 日（金）から同月 17 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和 8 年 4 月 24 日（金）午前 10 時。なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月 23 日（木）午後 5 時までとする。

イ 開札日時

令和 8 年 4 月 24 日（金）午前 10 時

ウ 場所

(1) に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

郵便等による入札の場合は、「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を 4 の (2) の場所に令和 8 年 4 月 13 日（月）午後 5 時までに提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、(2) の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を 4 の (1)

の場所に和8年4月17日（金）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（4）入札参加者は、（2）及び（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札説明書の12の（2）にしたがって入札書に記載した入札金額（以下「支払予定総額」という。）契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。